

三木市記者発表資料 (令和3年3月30日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 環境課	課長 廣岡喜人 (内線 5374)	浄化係	0794-83-2212

タイトル
し尿処理手数料の支払方法が変わります

内 容

これまでは、し尿処理手数料を収集運搬業者に直接支払っていただいていたのですが、4月1日からし尿収集運搬業務を事業者に委託することに伴い、支払方法が納付書もしくは口座振替に変更になります。

なお、4月以降、し尿収集運搬業者はし尿処理手数料を取扱いませんのでご了承ください。

1 変更後の支払方法

(1) 納付書

し尿収集日の属する月の翌月上旬に納付書を送付します。納期限までにお近くの金融機関、コンビニ、市役所及び吉川支所の会計窓口でお支払いください。

(2) 口座振替

口座振替利用申込書を送付しますので、手続きをしてください。

申し込み完了後、2カ月程度で引き落としが開始されます。なお、引落日は収集日の属する月の翌月末日になります。

2 対象者

市内の世帯及び事業所合わせて約1,600箇所

3 周知方法

汲取り時にチラシ配布、記者発表、ホームページ、市広報(4月号)

4 変更日

4月1日

セールスポイント

汲取り時に手数料を用意しておく必要がなくなり、納期限内であれば自由な時間に手数料を支払えるようになります。

また、納付には便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。